

No.	確認済み事業	補助・単独	事業の区分	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情) ※基金事業以外は該当しない	予算区分			
																		総事業費	B									補助対象外経費		
																			補助対象事業費	国庫補助額	交付対象経費	起債予定額	その他							
8	○	単	通常事業	12	施設等感染防止対策事業 (留前中部地域子ども発達支援センター)		①児童発達支援施設等における感染予防対策 今後、感染症の拡大を防ぐための定期的な室内換気及び衛生管理を促すため、開閉用窓に網戸を設置する。 ②網戸設置に係る費用 277,662円 ③開閉用窓の改修費 11ヶ所 252,420円×1.1=277,662円 ④留前中部地域子ども発達支援センター	-	-	-	-	-	-	I-1.マスク、消毒液等の確保	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.6	278			278						R3補正 (地)			
9	○	単	通常事業	12	公共的空間安全・安心確保事業		①公共空間での感染機会を削減したい 不特定多数の町民が入り出する健康診断等業務で、感染症の拡大を防止するため、市街地用及び離島地区2ヶ所用非接触式探知機サーモマネージャーを設置し、発熱の確認を行うことで公共空間を利用する前に感染症の発症の可能性のある方を特定し、感染機会の削減を図る。 ②備品購入費 263,340円 ③非接触式探知機サーモマネージャー購入 3ヶ所分 79,800円×3×1.1=263,340円 ④羽幌町	-	-	-	-	-	-	-	I-1.マスク、消毒液等の確保	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.6	264			264						R3補正 (地)		
10	○	単	通常事業		施設等感染防止対策事業		①観光施設において、接触機会を減らすための設備改修 ②手洗い水栓の非接触式への改修費 ③36基・3,866,500円 ④羽幌町 (いきいき交流センター・パワートイレ)	-	-	-	-	-	-	-	I-1.マスク、消毒液等の確保	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.12	3,867			3,867						R3補正 (地)		
11	○	単	通常事業		指定管理事業継続支援事業		①いきいき交流センター管理運営に係る支援 ②R3.3～R4.1における収支の前々期差70%を上限3千万円として支援する。 ③30,000千円 ④指定管理事業者 (㈱アンビックス)	-	○	-	○	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.4	R4.1	30,000			30,000			別紙「特定事業者支援事業の公表様式」 町ホームページにて事業内容について公表 https://www.town.haboro.lg.jp/			R3補正 (地)		
12	○	単	通常事業		町内事業者事業継続支援事業		①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による甚大な影響を受けている町内の大型店、コンビニを除く小売業やサービス業、卸売業などの事業者に対し、固定費等の事業に係る経費の一部を支援することで、事業継続を支援する。 ②負担金及び交付金 ③5ヶ月の事業費に係る固定経費等の20%以内 (上限8万円) 対象事業者110事業者 80千円×110事業者=8,800千円 ④町内等事業者	-	○	-	-	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.12	8,800			8,800						R3補正 (地)		
13	○	単	通常事業		飲食業等事業継続支援事業		①②経済活動の収縮に伴い甚大な影響を受けている町内の飲食業事業者の事業継続を支援するための支援金を支給する。 ③町内の飲食業事業者54件に一律20万円の事業継続支援金を支給 ④事業継続の意思のある町内の飲食業事業者	-	○	-	-	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.12	10,800			10,800						R3補正 (地)		
14	○	単	通常事業		離島クーポン券事業		①目的・効果 離島の観光客などに島内で使用できるプレミアム付きクーポン券を販売し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛の影響を受け厳しい状況にある離島の経済の活性化を図る。 ②交付金を充当する経費内訳 クーポン券のプレミアム分及び事務費 実施時期 R3.07.01～R03.08.31 3,000円分のクーポン券を1,000円で1,000セット販売 売上金:1,000円×1,000セット=1,000,000円 報償費:500円券×6,000枚=3,000,000円 3,000,000-1,000,000円=2,000,000円 販売委託料 (販売業務、管理業務 (券・現金等)) 500,000円 算定基礎:販売業務 200円×1,000セット=200,000円 :管理業務 300円×1,000セット=300,000円 事務費 (印刷代、送料等) ・クーポン印刷代 1,000セット×220円=220,000円 ・送付用封筒 (角A3封筒) 1袋×2,861円=2,861円 ・コピー用紙 (A4) 1箱×1,810円=1,810円 (A3) 1箱×2,420円=2,420円 ・ゆうパック800円×13事業者=10,400円 ④交付対象 販売窓口 羽幌町観光協会 (離島観光案内所 (予定)) 販売対象 島外居住者 (宿・自前り問わず) 利用対象 離島内事業所 (登録制)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	III-2.地域経済の活性化	⑩商品券・旅行券	R3.4	R3.12	2,738			2,738						R3補正 (地)
15	○	単	通常事業		販売促進支援事業		①町内の特産品、加工品、製造品等に係る通信販売、地方発送による販売を促進するために販売促進費として通信販売等に係る設備費や送料等を負担し事業者の販売促進を図ること。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により厳しい経営状況にある町内事業者を支援するとともに、アフターコロナに向けた経営基盤の強化を図る。 ②負担金及び交付金 ③通信販売専用の商品開発や設備費及び令和3年4月～令和3年12月までの通信販売での送料相当分 (算定基礎:新開発等1事業者1商品、送料1事業者3商品を対象として、各10万円を限度で想定) 対象事業者 送料 15事業者×各3商品=45事業者 (商品) 開発等 7事業者×各1商品=7事業者 (商品) 100千円×52事業者 (商品)=5,200千円 ④町内事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑩いずれも該当しない	R3.4	R3.12	5,200			5,200						R3補正 (地)	

No.	確認済み事業	補助・単独事業	事業の区分	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管庁庁名)	備考② (事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情) ※基金事業以外は該当しない	予算区分			
																		総事業費	B									補助対象経費		
																			補助対象事業費	国庫補助額	C	D	E						F	
																	G													
16	○	単	通常事業	36	避難所等感染防止対策事業		①避難所等における感染予防対策資機材の整備 ②消耗品費 1,367千円、備品購入費 3,323千円、輸送料 10千円 ③消耗品 消毒液(750mlボトル) 1,980円×32ケ=63,360円 消毒液(4L詰替) 5,730円×16ケ=91,680円 ハンドソープ(ボトル) 350円×24ケ=8,400円 ハンドソープ(4L詰替) 2,650円×8ケ=21,200円 ウェットティッシュ(除菌 200個入) 39,600円×1箱=39,600円 避難所用折りたたみマット 13,000円×80枚=1,040,000円 飛沫防止用ビニール 6,000円×3本=18,000円 フッシュペダルゴミ箱 3,500円×24ケ=84,000円 備品 ハンディ型 Aサールカガ 3基×193,600円=580,800円 ヘルパーテーション 10基×26,000円=260,000円 感染対策用ワカチゲシート 2張×414,700円=829,400円 ワカチゲシート(WT-140) 50張×27,940円=1,397,000円 ワカチゲアバウトーム 4張×63,900円=255,600円 離島輸送料 天売焼灰輸送料 10,000円 ④羽幌町	-	-	-	-	-	-	-	I-1.マスク・消毒液等の確保	⑤防災IT化	R3.4	R4.3	4,700				4,700							R3補正(地)
17	○	単	通常事業	12	公共的空間等安全・安心確保事業		①公共施設等における感染予防対策 手指からの感染防止対策徹底を図るため、ポンプ部に触れずに液を噴射できる足踏み式の消毒液を各施設に設置。また、感染を防止するための消耗品、備品を購入することで、公共的空間等の安全の確保を図る。 ②消耗品費 240千円、備品購入費 948千円 ③消耗品 消毒液(750mlボトル) 1,980円×30ケ=59,400円 消毒液(4L詰替) 5,730円×20ケ=114,600円 ハンドソープ(ボトル) 350円×30ケ=10,500円 ハンドソープ(4L詰替) 2,650円×10ケ=26,500円 漂白剤ハイター(5kg) 940円×20ケ=18,800円 水拭きモップ 1,000円×10本=10,000円 備品 業務用扇風機(スクラド型) 10台×32,780円=327,800円 消毒液スタンド 43台×14,300円=614,900円 離島輸送料 10台×440円=4,400円 ④羽幌町	-	-	-	-	-	-	-	I-1.マスク・消毒液等の確保	⑦いずれも該当しない	R3.4	R4.3	1,188				1,188						R3補正(地)	
18	○	単	通常事業	35	社会システム維持のための衛生確保事業		①北留萌消防組合消防署救急隊員等への感染防止のため防護服などを購入し、社会生活を維持するため衛生、安全確保を図る。 ②消耗品費 300千円 ③消耗品 感染防止衣(上) 90着×1,430円=128,700円 感染防止衣(下) 80着×700円=56,000円 サンワカルキマスク 45箱×990円=44,550円 グローブ 20箱×990円=19,800円 N95マスク 5箱×4,180円=20,900円 次亜塩素酸600ml 5本×550円=2,750円 グルコン酸カハキシジン 5本×1,320円=6,600円 消毒用アルコール 10本×2,200円=22,000円 除菌カゴシート 15袋×563円=8,445円 ④北留萌消防組合	-	-	-	-	-	-	-	I-3.医療提供体制の強化	⑦いずれも該当しない	R3.4	R4.3	300				300						R3補正(地)	
19	○	単	通常事業	24	バス運行支援事業		①地域住民の交通手段の維持・確保、交通事業者への運行支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に大きな影響を受けているバス運行事業者に対しバス運行に係る経費の一部を支援し、地域住民の交通手段の維持・確保を図る。 ②負担金補助及び交付金 ③(1)燃料費(都市間バス・羽幌⇄札幌 往復) 1便あたり7,000円×2,190便=15,330千円 (2)感染防止対策費(都市間バス・羽幌⇄札幌 往復) 1便あたり3,000円×2,190便=6,570千円 (3)車両維持管理費(都市間バス、貸切バス) 1台あたり50,000円×15台×12カ月=9,000千円 ④事業者	-	○	-	○	-	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R3.4	R4.3	30,900				30,900			別紙「特定事業者支援事業の公表様式」 町ホームページにて事業内容について公表 https://www.town.haboro.lg.jp/		R3補正(地)	
20	○	単	通常事業	24	ハイヤー運行支援事業		①地域住民の交通手段の維持・確保、交通事業者への運行支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に大きな影響を受けているハイヤー運行事業者に対し、事業継続を目的に支援することで、地域住民の交通手段の維持・確保を図る。 ②負担金補助及び交付金 ③保有車両1台あたり 200千円×6台=1,200千円 ④事業者	-	○	-	-	-	-	-	II-3.事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R3.4	R3.6	1,200				1,200					R3補正(地)		
21	○	単	通常事業		子育て支援応援金給付事業		①新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に鑑み、子育て世帯、特に妊娠、出産を迎える世帯に対し新生児一人当たり10万円の応援金を給付することで、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛による経済的及び精神的な負担の軽減を図る。 ②応援金 ③新生児一人100千円×35人=3,500千円 ④令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生した母又はその配偶者で、当町に住民登録がある者	-	-	-	-	-	○	-	III-2.地域経済の活性化	⑦いずれも該当しない	R3.4	R4.3	3,500				3,500			経済的及び精神的に不安定なコロナ禍において出産を迎えた世帯を対象範囲とすることで、対外的に説明可能な合理的範囲としている。		R3補正(地)		

No.	確認済み事業	補助・単独	事業の区分	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要 (①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠 (対象数、単価等) ④事業の対象 (交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和4年3月を超えることが見込まれる場合、その事情) ※基金事業以外は該当しない	予算区分	
																		総事業費	B									補助対象外経費
																			補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他					
22	○	単	通常事業	106	準要保護世帯臨時特別支援費支給事業		①②小中学校の臨時休業に伴い本来給食費の助成を受けている準要保護世帯において家計負担が増大しているため、給食費相当額を助成することで負担の軽減を図る。 ③対象児童生徒数×昼食費相当額×臨時休業日数 合計 357,080円 小学生 44人×272円×20日=239,360円 中学生 18人×327円×20日=117,720円 ④令和3年4月から令和4年3月末の対象期間に羽幌町要保護準要保護児童生徒の就学援助費給付要綱第2条第2号に規定する準用保護世帯	-	-	-	-	○	-	I-8学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	①いづれも該当しない	R3.4	R4.3	358			358			給食費の助成を受けている世帯を対象範囲とし、学校の休業による給食が提供できない場合に限定することで、対外的に説明可能な合理的範囲としている。		R3補正(地)		